

議案第三十九号

中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

右の議案を提出します。

令和七年九月三日

提出者 中央区教育委員会教育長 平 林 治 樹

中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年四月中央区教育
委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第四項に次の一号を加える。

九 育児休業法第十九条第一項の規定により部分休業を承認されて勤務しなかつた期間
第三十条第十一項中「、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削り、同項ただし書を削る。

第三十条の二第二項中「、正規の勤務時間の始め又は終わりに」を削り、同条第三項中「による部分休業」
の下に「（以下「第一号部分休業」という。）」を加え、「当該部分休業」を「当該第一号部分休業」に
改める。

第三十条の三第二項中「、正規の勤務時間の始め又は終わりに」を削り、同条第三項中「部分休業」を
「第一号部分休業」に改め、同条第七項ただし書中「でない。」の下に「また、中央区職員の育児休業等
に関する条例第十五条の二に規定する第二号部分休業に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）
をしている職員については、子育て部分休暇を承認することはできない。」を加える。

第三十条の七の次に次の七条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第三十条の八 条例第十八条の六第一項第一号の教育委員会規則で定める制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。

- 一 育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務
- 二 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業
- 三 条例第十一条第一項の規定による深夜勤務の制限
- 四 条例第十一条の二第一項の規定による超過勤務の制限
- 五 条例第十一条の三第一項の規定による超過勤務の制限
- 六 条例第十七条第一項に規定する育児時間
- 七 条例第十七条第一項に規定する出産支援休暇
- 八 条例第十七条第一項に規定する子の看護等のための休暇
- 九 条例第十八条の三に規定する子育て部分休暇

第三十条の九 条例第十八条の六第一項第一号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 出生時両立支援制度等
- 二 出生時両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先
- 三 地方公務員等共済組合法第七十条の五第一項に規定する育児時短勤務手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項

第三十条の十 条例第十八条の六第一項又は第二項の規定により、職員に対してこれらの項の各号に掲げる措置を講ずる場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法（第三号に掲げる方法については、当該職員

が希望する場合に限る。) によつて行わなければならぬ。

- 一 面談による方法
- 二 書面を交付する方法
- 三 電子メール等の送信による方法(当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。)

第三十条の十一 条例第十八条の六第一項第三号及び第二項第三号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 始業又は終業の時刻
- 二 勤務の場所
- 三 業務量の調整
- 四 前三号に掲げる事項のほか、教育委員会が別に定める事項

第三十条の十二 条例第十八条の六第二項の教育委員会規則で定める期間は、三歳に満たない子を養育する職員の子が、一歳十一月に達する日の翌々日から二歳十一月に達する日の翌日までの一年間とする。

第三十条の十三 条例第十八条の六第二項第一号の教育委員会規則で定める制度又は措置(以下「育児期両立支援制度等」という。)は、次に掲げる制度又は措置とする。

- 一 育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務
- 二 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業
- 三 条例第十一条第一項の規定による深夜勤務の制限
- 四 条例第十一条の二第一項の規定による超過勤務の制限
- 五 条例第十一条の三第一項の規定による超過勤務の制限

六　条例第十七条第一項に規定する子の看護等のための休暇
七　条例第十八条の三に規定する子育て部分休暇

第三十条の十四　条例第十八条の六第二項第一号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一　育児期両立支援制度等
- 二　育児期両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先

附　則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

(説明)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第5号)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(令和6年法律第42号)が公布されたことに伴い、部分休業の取得パターン拡大及び仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員への意向確認等が義務化されたため、この議案を提出します。

新旧対照表（抄）

○ 中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年四月中央区教育委員会規則第十三号）

	新	旧
	（年次有給休暇の繰越し）	（年次有給休暇の繰越し）
第十四条	（略）	第十四条（略）
2及び3	（略）	2及び3（略）
4	勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす。	4勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす。
一	超勤代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日	一超勤代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日
二	条例第十五条、第十六条（日を単位とする場合を除く。）、第十七条及び第十八条の規定による休暇により勤務しなかつた期間	二条例第十五条、第十六条（日を単位とする場合を除く。）、第十七条及び第十八条の規定による休暇により勤務しなかつた期間
三	外国の地方公共団体の機関等に派遣される中央区職員の待遇等に関する条例（昭和六十三年四月中央区条例第四号）第二条第一項の規定により派遣されて勤務しなかつた期間	三外国の地方公共団体の機関等に派遣される中央区職員の待遇等に関する条例（昭和六十三年四月中央区条例第四号）第二条第一項の規定により派遣されて勤務しなかつた期間
四	公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第一項の規定により派遣されて勤務しなかつた期間	四公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第一項の規定により派遣されて勤務しなかつた期間
五	公務上の傷病又は通勤による傷病により勤務しなかつた期間	五公務上の傷病又は通勤による傷病により勤務しなかつた期間
六	育児休業法第二条第一項の規定により育児休業を承認され	六育児休業法第二条第一項の規定により育児休業を承認され

新

て勤務しなかつた期間

七 中央区職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十七年二月中央区条例第六号）第二条の規定により職務に専念する義務を免除されて勤務しなかつた期間

八 中央区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則（平成十一年四月中央区教育委員会規則第十六号）別表第一号から第四号までの事由に該当する場合で勤務できなかつた期間

九 育児休業法第十九条第一項の規定により部分休業を承認されて勤務しなかつた期間

（介護休暇）

第三十条（略）

2から10まで（略）

11 時間を単位とする介護休暇は

一日を通じ四時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を限度として利用することができる。

旧

て勤務しなかつた期間

七 中央区職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十七年二月中央区条例第六号）第二条の規定により職務に専念する義務を免除されて勤務しなかつた期間

八 中央区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則（平成十一年四月中央区教育委員会規則第十六号）別表第一号から第四号までの事由に該当する場合で勤務できなかつた期間

（介護休暇）

第三十条（略）

2から10まで（略）

11 時間を単位とする介護休暇は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じ四時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を限度として利用することができる。

ただし、当該日の他の休暇（前条に規定するものを除く。）、職務専念義務の免除等及び当該介護休暇によりその日の全ての正規の勤務時間について勤務しないこととなる場合には、当該日の当該介護休暇は承認しない。

12から16まで（略）

（介護時間）

新	旧
<p>第三十条の一（略）</p> <p>2 介護時間の承認は、一日につき一時間を超えない範囲内で、三十分を単位として行うものとする。</p>	<p>第三十条の一（略）</p> <p>2 介護時間の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりに、一日につき一時間を超えない範囲内で、三十分を単位として行うものとする。</p>
<p>3 中央区職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月中央区条例第三号）第十五条の規定による部分休業（以下「第一号部分休業」という。）又は条例第十八条の三第一項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、一日につき一時間から当該第一号部分休業又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>4 から7まで（略） (子育て部分休暇)</p>	<p>3 中央区職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月中央区条例第三号）第十五条の規定による部分休業又は条例第十八条の三第一項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、一日につき一時間から当該部分休業又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>4 から7まで（略） (子育て部分休暇)</p>
<p>第三十条の三（略）</p> <p>2 子育て部分休暇の承認は、一日につき一時間を超えない範囲内で、三十分を単位として行うものとする。</p>	<p>第三十条の三（略）</p> <p>2 子育て部分休暇の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりに、一日につき一時間を超えない範囲内で、三十分を単位として行うものとする。</p>
<p>3 中央区職員の育児休業等に関する条例第十五条の規定による第一号部分休業、条例第十七条第一項の規定による育児時間又は条例第十八条の二第一項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する子育て部分休暇の承認については、一日につき一時間から当該第一号部分休業、当該育儿時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>	<p>3 中央区職員の育児休業等に関する条例第十五条の規定による部分休業、条例第十七条第一項の規定による育児時間又は条例第十八条の二第一項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する子育て部分休暇の承認については、一日につき一時間から当該部分休業、当該育儿時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>

新	旧
<p>4から6まで (略)</p> <p>7 教育委員会は、子育て部分休暇の承認の申請について、条例第十八条の三第一項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。また、中央区職員の育児休業等に関する条例第十五条の一に規定する第一号部分休業に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、子育て部分休暇を承認することはできない。</p> <p>8から10まで (略)</p> <p>（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）</p> <p>第三十条の八 条例第十八条の六第一項第一号の教育委員会規則で定める制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務 二 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業 三 条例第十一条第一項の規定による深夜勤務の制限 四 条例第十一條の二第一項の規定による超過勤務の制限 五 条例第十一條の三第一項の規定による超過勤務の制限 六 条例第十七条第一項に規定する育児時間 七 条例第十七条第一項に規定する出産支援休暇 八 条例第十七条第一項に規定する子の看護等のための休暇 九 条例第十八条の三に規定する子育て部分休暇 	<p>4から6まで (略)</p> <p>7 教育委員会は、子育て部分休暇の承認の申請について、条例第十八条の三第一項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。</p> <p>8から10まで (略)</p> <p>（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）</p> <p>第三十条の八 条例第十八条の六第一項第一号の教育委員会規則で定める制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務 二 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業 三 条例第十一条第一項の規定による深夜勤務の制限 四 条例第十一條の二第一項の規定による超過勤務の制限 五 条例第十一條の三第一項の規定による超過勤務の制限 六 条例第十七条第一項に規定する育児時間 七 条例第十七条第一項に規定する出産支援休暇 八 条例第十七条第一項に規定する子の看護等のための休暇 九 条例第十八条の三に規定する子育て部分休暇

新

旧

第三十条の九　条例第十八条の六第一項第一号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　出生時両立支援制度等	二　出生時両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先	三　地方公務員等共済組合法第七十条の五第一項に規定する育児時短勤務手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項
第三十条の十　条例第十八条の六第一項又は第二項の規定により、職員に対してもこれらの項の各号に掲げる措置を講ずる場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法（第二号に掲げる方法については、当該職員が希望する場合に限る。）によつて行わなければならない。		
一　面談による方法	二　書面を交付する方法	三　電子メール等の送信による方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）
第三十条の十一　条例第十八条の六第一項第三号及び第二項第三号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。		
一　始業又は終業の時刻	二　勤務の場所	三　業務量の調整
四　前三号に掲げる事項のほか、教育委員会が別に定める事項		

新

第三十条の十二　条例第十八条の六第二項の教育委員会規則で定める期間は、三歳に満たない子を養育する職員の子が、一歳十一月に達する日の翌々日から二歳十一月に達する日の翌日までの一年間とする。

第三十条の十三　条例第十八条の六第二項第一号の教育委員会規則で定める制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。

- 一 育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務
- 二 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業
- 三 条例第十一条第一項の規定による深夜勤務の制限
- 四 条例第十一条の一第一項の規定による超過勤務の制限
- 五 条例第十一条の三第一項の規定による超過勤務の制限
- 六 条例第十七条第一項に規定する子の看護等のための休暇
- 七 条例第十八条の三に規定する子育て部分休暇

第三十条の十四　条例第十八条の六第二項第一号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 育児期両立支援制度等
- 二 育児期両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

旧